

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年7月21日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成29年7月21日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修について

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
市立高校生の市会見学及び市会議員との懇談について

3 請願等審査

受理番号 49、52～54 教科書採択に関する要望書

受理番号 50 要望書等の取り扱いに関する要望書

4 審議案件

教委第31号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第32号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第33号議案 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第34号議案 横浜市学校保健審議会条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第35号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について

教委第36号議案 横浜市立小学校の宿泊体験学習中における負傷事故の和解に関する意見の申出について

教委第37号議案 退職手当の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

5 その他

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。6月23日の会議録の署名者は間野委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回7月7日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告事項はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/13 高校横浜子ども会議

(2) 報告事項

○福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修について

○「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

○市立高校生の市会見学及び市会議員との懇談について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、7月13日に、各高等学校の代表者がいじめについて話し合う「高校横浜子ども会議」をみなと総合高等学校で開催し、教育長が出席いたしました。今年は「もう一度、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会をつくろう」をテーマに、高校生が横浜市の児童生徒のリーダーとして小中学生に伝えたいメッセージについて考え、意見交換しました。

次に、連日報道されております「ヒアリ」について、現在の対応状況を報告させていただきます。

7月14日に、環境省が行った調査により、横浜港本牧ふ頭で発見されたアリがヒアリと確認されたとの報道発表がございました。

この発表に基づきまして、14日夜には横浜市立学校の全学校長にヒアリが確認された旨の情報提供をするとともに、連休明けの7月18日には各学校へ注意喚起の通知を発出いたしました。

また、本牧ふ頭のある中区の学校には、中区役所が地域の方にお配りしている

チラシを配布するなど情報の提供を行いました。

現在、ヒアリについては、横浜市総務局危機管理室、環境創造局、港湾局等の部署が中心となって対応をしておりますが、現時点で市街地へヒアリが侵入している可能性は低いとのことです。しかし、今後ヒアリが子供たちの生活圏に侵入したことも想定しながら、教育委員会として関係部署と連携しながら対応を進めてまいります。

次に、報告事項として、この後所管課から3点報告させていただきます。まず、1点目ですが、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」において示しました再発防止策の取組の1つである「福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修」を実施いたしましたので、報告させていただきます。

次に、2点目ですが、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて、報告させていただきます。

最後に、3点目ですが、市立高校生の市会見学及び市会議員との懇談について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

次長からの報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御質問がなければ、福島県環境創造センター及び学校への教員派遣研修について、所管課から報告いたします。

渋谷教職員人事部長

教職員人事部長の渋谷です。

先週7月14日金曜日に福島県環境創造センター等へ教員の研修派遣を実施いたしましたので、その状況を報告させていただきます。内容につきましては、教職員育成課長のほうから報告させていただきます。

立田教職員育成課長

教職員育成課長の立田でございます。

これはいじめの未然防止に係る取組の1つといたしまして、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興にかかわる人々の思いや取組を理解する学習を進め、被災した子供たちに寄り添う心情を醸成するために実施したものです。

参加した教員は77名です。今回の研修は、学校運営の中心を担うことが期待される教員向けの学校運営セミナーの受講者を対象としておりまして、今年度の受講者86名のうち、学校の事情などで参加できなかった方を除き、77名で福島県へ行ってまいりました。

なお、参加者の中には6年前の平成23年度に実施した石巻子ども学習支援隊の経験者も8名おられました。

また、教育委員会事務局からは小林教育次長をはじめ、14名が同行しております。

研修の内容は大きく分けて3つでした。1つ目は、福島第一原発に近い富岡町から避難している子供たちが通う福島県富岡町三春校への訪問です。三春校では授業参観と学校内の見学を行った後、第一小学校の岩崎校長先生から震災直後から現在までの学校や子供たちの様子とともに、学校での放射線教育の取組についてもお話を伺うことができました。お話の結びには、放射線に関する事実を知り、科学的な根拠をもとにそれを自分の言葉で他者に説明できる子供たちを育てていきたいという言葉がありました。

研修内容の2つ目は、原子力災害からの環境回復、創造に向けた総合的な拠点

の施設である福島県環境創造センターへの訪問です。こちらでは施設の見学を行うとともに、福島県の指導主事からお話をいただきました。これからの復興を担う子供たちの新たな夢や希望の実現のためには、福島から発信する放射線教育、防災教育などの実践が必要であるという考えに基づいた、福島における放射線教育の取組について、具体的に知ることができました。

研修の3つ目は、三春校の先生方や福島県の教育関係者との意見交流会です。復興に向けて50年後、そしてその先も見据えて子供たちのこと、福島のことを考えておられる学校関係者、教育関係者との意見交流を通して、参加者からは「今回の研修で学んだことを横浜の子供たちや教職員に自分の言葉で伝えていきたい」、「三春校の先生方の取組から、子供たち一人一人の不安を受けとめ、それに寄り添っていくことの大切さを改めて感じた」などの感想が聞かれました。

さて、今後に向けてでございますが、今回の参加者はこの派遣研修を通して学んだことを横浜の子供たちに対する授業や教職員向けの研修、学校運営の改善などに生かしていくこととなります。また、教職員育成課では、そうした実践・活用の事例を集約しまして、ほかの学校でも生かせるように発信してまいります。

あわせて、今後すべての市立学校から代表者が集まる研修会・協議会などの場で、今回の派遣研修の成果を全市に広めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特に御質問がなければ、次の報告に移らせていただきたいと思います。「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて、所管課から報告いたします。

上田施設部長

施設部長の上田です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料の左上の枠の中を御覧いただければと思います。

平成22年12月に策定しました「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づきまして、通学区域、あるいは学校規模の適正化等を推進しているところですが、策定から6年以上が経過したということもありまして、時代のニーズに合わせた見直しが必要と考えております。

そこで、現行の基本方針に基づく取組の振り返りを行い、教育環境の改善に向け、新たな基本方針を策定することを報告させていただきます。

それでは、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

増田学校計画
課担当課長

学校計画課担当課長の増田と申します。

まず、1番の「基本方針の見直しの背景等について」でございます。1つ目の丸、市内の北部・臨海部の一部地域では、児童生徒が急増して教室不足が発生し、学校運営上、課題を抱える学校が発生しています。このような状況に適切に対応していくことが求められています。

次の丸でございます。過大規模校対策として、これまで分離新設により対応してまいりましたが、新設校を設置しても、将来的に児童生徒数の減少が見込まれる事例が発生しています。

3つ目の丸でございます。学校施設においては、老朽化による不具合や事故の発生、現行の施設整備水準に満たないなど、良好な教育環境の提供が十分できない状況にあり、今後計画的に学校施設の建替えを進めていくことが求められています。

次の丸でございます。小中一貫教育を推進する上で、通学区域や学校規模等についても検討が必要な状況になっています。

最後でございますが、通学区域の設定や学校規模の適正化を図る上で、学校運営協議会などとの連携した対応が求められております。

続いて、右側の2を御覧ください。「見直しの推進体制」でございます。横浜市の附属機関である学校規模適正化等検討委員会に対し諮問を行いまして、多面的な角度から検討を行う予定です。

日程は、本年8月から2か月に1回程度開催の予定でございます。

委員構成は御覧のとおりでございます。

最後に、3番目のスケジュールの予定を御覧ください。基本方針の見直しの各段階では教育委員会にお諮りしていく予定でございますが、全体のスケジュールは平成29年8月から今年度いっぱいまで、2か月に1回程度審議を行いまして、平成30年5月頃に答申をいただく予定でございます。その答申を踏まえ、新基本方針の素案の策定、市民意見募集を経て平成30年12月頃の新基本方針策定を目指しております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

宮内委員

何ごとも将来を予測、予想するということは容易ではありません。学校規模の予測は人口構成の推移を推定するものであり、予測の中では比較的しやすい分野になると思います。しかし、想定というのは外れることがしばしばあります。私たちの仕事は、その想定外のことをできるだけ狭めて、想定内のことを広め、その中で最善の判断をするということになるわけです。

外れることがあることに対して、どうすればいいかという、こういう制度・方針を決めるに当たり、できるだけ柔軟に、状況の変化に応じて迅速に対応するという基本姿勢が住民サービスとして一番大事ではないかと考えております。是非基本方針を作ったからといって、それに縛られることなく、現実に対応する姿勢を貫いていただきたいとお願いする次第です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

長島委員

どこの学校でもある程度、40年以上ぐらいたったところは、自分のところが一番古いと思いがちな傾向があると思います。それはいたしかたないのですが、その地域や通学している子供たちや保護者にとっては自分たちの学校なので、やはりこういうものを踏まえて適切に、丁寧に説明できる状況も必要だと思います。そういうものも合わせてじっくり考えられるような答申がもらえるといいなと思います。

岡田教育長

ほかには。

間野委員

2点ほど。見直しの背景について、大規模校の話が出ていますが、今粛々と進めている小規模校の話もあるので、背景には当然それも含まれていると思いますけれども、明記してもいいのではないかと思います。

それから、もう一点は当然少子化が進んでいきますので、通学区域が拡大していく可能性がある中で、公共交通機関の発達も含めた新しい通学の在り方という

のでしょうか、徒歩通学が大前提ではありますが、そうでない通学の在り方のようなことも恐らく背景にあると思いますので、そのあたりも是非含んでいただければと思います。

岡田教育長 どうぞ。

上田施設部長 ありがとうございます。小規模校対策につきましては、これからも子供の数が減ってまいりますので、引き続きこの検討委員会の中で議論をしていただこうと考えております。

あわせて、通学区域については、原則は徒歩通学ということとしておりますが、先ほど宮内委員からお話がありましたように、これについても弾力的に対応できるように、この検討委員会の中でいろいろと議論していただければと思っています。

岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

1つだけ。背景の2つ目に「分離新設で対応してきたけれども」というところがありますが、今回初めて市場小学校が分離新設ではなく分校新設方式を採用しますが、今の基本方針からいうとレアケースで、この検討委員会でものすごい議論になりましたよね。そういうことも踏まえて、こここのところは議論されるということでしょうか。

上田施設部長 市場小学校の対応については、こういった規模の分校制度というのは横浜市で初めてのケースになりますので、今後は大規模校対策としての分校制度についても、この検討委員会の中でいろいろと議論していただければということと考えております。

岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

長島委員 個人情報的な話なのですが、保護者代表の委員の方は小・中学校のお子様がいらっしゃらないかと思いますが、今回委任されたということで、そのあたりは余り関係ないところなのでしょうか。

岡田教育長 これは今の条例上の審議会委員のメンバーの名前なので、任期が来ると替わる可能性があります。その際は教育委員会に諮らせていただきたいと思います。

長島委員 では、まだ継続しているということですね。

岡田教育長 はい。今ある検討委員会メンバーの一覧です。

長島委員 わかりました。

岡田教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次の報告に移りたいと思います。市立高校生の市会見学及び市会議員との懇談について、所管課から報告いたします。

奥田国際教育等担当部長 国際教育等担当部長の奥田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。今週の火曜日でございますが、7月18日に市立高校生が横浜市会を訪問いたし

ましたので、詳細につきまして高校教育課長から説明させていただきます。

西村高校教育
課長

高校教育課の西村でございます。よろしくお願いいたします。

7月18日に市会見学及び市会議員との懇談を行わせていただきました。

趣旨でございますが、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き上げられました。そのことに伴いまして、高校生により議会、それから政治への関心、それらを高める機会をつくらうということで、一昨年12月から実施しているものでございます。今回で4回目になりました。夏休みに入る直前ということもありますし、2期制と3期制の違いもありまして、高校生全員がなかなか集まることはできないのですが、各学校で希望者を募って、事務局として引率したものでございます。

参加生徒は14名で、みなと総合高等学校、戸塚高等学校、金沢高等学校の3校から14名が参加してくれました。

内容につきましては、市会議事堂の見学、それから市会議員との懇談で、市会議員との懇談に時間を割いて行ったところであります。

議場の見学につきましては、写真を掲載しておりますように各議員の席に座らせていただいたり、市長や教育長の机を触らせていただいたりしまして、間近に感じてもらったというところであります。

懇談での主なやりとりにつきましては、各生徒が1人必ず1回は質問するような形で進めましたが、代表的なものとしてはそちらに取り上げております。最初に「消防団や地域の防災、減災に関して、どのような議論が行われていますか」というような生徒自身の活動に関連した直截な質問がありました。それから、「どうして議員になろうと思ったのですか」とか、裏面になりますが、議員の一日の生活とか、議員の仕事についてとか、様々な、本当に高校生らしい質問が出ておりました。

そのたびに、議会広報会議委員であります高橋徳美議員、木原幹雄議員、安西英俊議員、宇佐美さやか議員の4議員の方々から御回答をいただいているところであります。回答の内容につきましても、今申し上げました質問については、そちらに書いておりますが、本当に丁寧に御説明いただきました。

それから、裏面でございますが、その他の質問といたしまして、高校生が直接質問した中に、「ほかの市と議会として連携して行っていることはあるのでしょうか」とか、「高等学校や市立学校について、市会ではどのような議論が行われていますか」とか、「東京オリンピックを控えて、外国人来訪者との文化の違いに対して対策はあるのですか」というようなこととか、「北朝鮮の動向を受けて、横浜市の国民保護計画について、どのような議論が行われていますか」とか、「IRの導入を進める前に、パチンコや競馬などへの依存症対策や規制は徹底されていますか」といった、様々な質問がありました。その質問ごとに議員の方々には本当に真摯にお答えくださいました。

5番でございますが、参加した生徒の主な感想については、「議員の先生方は遠い存在だと思っていたけれども、本当に身近に感じることができるようになりました」、それから「議員の皆さんが地域でいろいろな活動をしていることもよくわかりました」、「関心も出てきました」というようなことがたくさん挙げられております。

まだまだ高校の主権者教育については続けているところではありますが、今回は4回目でありましたので、報告させていただきます。以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

中村委員

今、若者に限らないのですが、選挙のたびに投票率の低さに愕然とするのですが、小学校の場合も国会をただ見学するだけではなくて、模擬議会のような形で参加することで、それまで興味のなかった子供たちが非常に政治に興味を持つというようなことがあるので、ただ教室で勉強するだけではないというところで、こういう取組はとても大事だと思います。でも、参加者が少ないのはとても残念で、例えばこれを高校のカリキュラムの中に組み込むとか、そのような方向性というのは考えられないのでしょうか。

西村高校教育課長

ありがとうございます。今回の懇談につきましては、市議員の方々が4名ということがありましたので、15～16名というようなところで募集いたしました。せっかく高校生が来ても、発言も許されないような状況になるのは、市議員の方々も、議会局も生徒がかわいそうだからというようなところで、人数を削っております。

最後に私から子供たちに、3校しか来ておりませんでした。今日得た感想のようなものは周りの生徒たちと一緒に共有してほしいというような話をいたしました。

なお、市会の見学等については、授業中に来られる学校は、みなと総合高等学校とか、横浜商業高等学校など近距離にある学校です。政治経済の授業で連れてきて、現実的に市会を見学するというような場面もございます。

それから、今高校生で18歳になっている子と、まだならない子が3年生の中にもおりますので、学校の中では主権者教育という課題に対して丁寧に1年から3年を通じて行っているところであります。

模擬投票等につきましても、去年は全校が1回は行っております。今年度もどこかで1回は行うというような形にしております。

以上です。

岡田教育長

どうぞ。

宮内委員

今、中村さんがおっしゃった見解と同じなのですが、参加者を増やす努力をすべきだと思います。4回目ですが、参加者がわずか14名、15名で、何を目的としているのかがよく見えません。高校生に参政権行使を促す教育ならば、これは一部のエリートを対象とするのではなく、多数に向けた教育の機会と目的を変えるべきと考えます。

例えば、議場を全員高校生で埋めて、そしてロールプレイをするやり方もいいし、そこに議員を呼んでくるものいいでしょう。また、関心を呼ぶために、各学校の玄関にモニターを設けて、議会が開催されているときのネット中継を流すとか、お金をかけないやり方はたくさんあります。関心を持たせるならば、持たせるような努力をすべきだと考えます。

是非来年は14名ではなくて、140人、500人というような目標を立てて行うべきだと考えます。議場は閉会中は空いているわけですから、あれを教室がわりに使うのは資産の有効利用なので、積極的に行ったらいかがでしょうか。

奥田国際教育等担当部長

ありがとうございます。確かに大勢の生徒が参加できるような方法につきまして、改めて検討させていただきたいと思います。ただ、今回人数を絞りましたのは、議員と高校生が直接会話をする場を設けたいとの議会局からの要望もありまして、発言する人数と実際に取れる時間、その割り出しから大体15名程度が適切

ではないかということで調整してしまいました。

ただ、今宮内委員から御指摘いただきましたように、もう少し大勢が議会になじみ、楽しむというようなことを計画できるように取り組んでまいります。

岡田教育長

どうぞ。

間野委員

私も全く同感であります。1票の格差と言われて、ほとんどは選挙区地域間格差のことを言われていますが、世代間格差のほうがはるかに実は問題ではないかと思えます。若い人たちは人口が少ないことに加えて投票率が低いということで、彼らの民意が反映しにくい社会になっている可能性があります。これから全員参加をしていかなければいけない少子化、高齢化、そして人口減少時代を迎える中で、やはり本気で彼ら自身が政治にしても経済にしても、他人ごと、よそごとではなくて、自分ごと、我々ごとと考えられる、そのための参加の仕組みの一番が投票であります。

ですから、議会を見るだけではなくて、なぜ彼らが投票になかなか行けないのかというような原因も分析して、それで併せて是非教育プログラム、もしかすると中学校まで遡ったり、中村委員がおっしゃるように小学校でも始まっているわけですから、連続性みたいなことを考えて、横浜の若者は日本の中でも投票率が高いと、数字だけが目標ではないのですが、そう言われるような方向を目指していただきたいと思えます。

以上です。

大場委員

各委員がおっしゃったことは別に反対することではありませんし、考えていただければと思います。

私が感じたのは、今ちょうど市長選挙の最中ですから、要するに選挙管理委員会とももう少し連携して、例えば投票所の事務や開票の事務に、昔はよく私立の学校に、私も選挙の係長をやったときにお願ひに行き、開票の仕事のお手伝いをいただいたりしたこともありました。当時は翌日開票だったので時間的にできたわけで、今は夜9時半からということにはなかなか難しいのですが、もちろん議場で意見交換をすることも大事ですし、あるいは議場を見学することも大事ですけども、もう少し投開票の事務に携わることによって、何か啓発が進む場面もあり得るのではないかという気がします。是非そういう研究をしてほしいと思えます。

それから1点だけ。私の記憶が途絶えていて申し訳ないのですが、この議員の回答の中で、女子学生が消防団に入っているという事例がありました。高校生が横浜の消防団に入っているという事例は、私の記憶にないのですが、確認されていますか。

奥田国際教育
等担当部長

現在、消防団員の資格は18歳年齢でございますので、高校生であっても18歳の誕生日を迎えた者は消防団に加入できます。実際に鶴見をはじめ、数団では高校生の団員が在籍しております。

西村高校教育
課長

それと、防災ライセンスリーダーにつきましては、16歳からということで、実際にライセンスを持っている高校生から、現実的に自分が活動している内容の中で質問したというようなところであります。

それから、今大場委員からありました選挙管理委員会との連携等については、一昨年、選挙管理委員会と教育長とが連携の協定を結びまして、小中も含めてで

すが、高等学校につきましても選挙フォーラムとか、昨年度の模擬投票を行う際の協力、連携など、いろいろな形で連携しております。

先ほどの投票事務等につきましても、各学校で行っていきまして、近くの町内会の責任者の方から事務を手伝ってこないかというところなど、各学校とも高校生がアルバイトの形で現実的に動いているところです。そういう投票事務があるということも高校生たちはいろいろなところで知ることができておりますが、まだまだ先ほどから委員の皆様からありますように、政治への関心を多くの生徒に対して喚起するような動きをこれから先も続けていきたいと思っております。

各学校で、主権者教育につきましても、年間のシラバスもつくっていきまして、どの時期にディベートでやろうかとか、どの時期に模擬投票をしようかとか、今までですと社会科といいたし、公民科、現代社会とか政治経済の授業でしか取り扱わなかったものが、学校全体で取り組むということに変わってきております。そうした意味でも、さらに推進していきたいと思っております。

ありがとうございました。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

宮内委員

若者の投票率が低いということは、若者たちの将来、自分の利害に関する問題であるということを通じて教えていないからです。学校だけで教えられるものではなく、世の中の風潮としてそういうことを言っていないと、議会制民主主義の仕組みそのものがおかしくなってしまう。これが世界的な兆候になっているわけです。

ですから、横浜市の教育委員会としては、選挙というのは大事なのだと、民意を反映するという行為は大事なのだということを、あの手この手を使って教えるべきだと思います。そのための選挙のボランティア活動をもっと押す、背中を押すことです。不正行為に対する批判的な目を養い、また審議会の中で行われている議論の質が高いのか低いのか、判断できるような機会を与えませんか、なかなか習慣化しないと思います。是非あの手この手を使ってお願いいたします。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告を終わりにいたします。

それでは、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。6月22日から6月26日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号49、52、53、54の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

それでは、教科書採択に関する要望書につきまして、所管課より考え方を説明させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。

受理番号49、54の要望書につきまして、考え方を説明いたします。

市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

続きまして、受理番号52、53の要望書につきまして、考え方を説明いたします。

市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中

から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

なお、採決方法については、規則に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票の中から教育委員会において適宜決定します。

以上でございます。

岡田教育長

事務局から要望書の回答についての考え方を説明いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、受理番号49、52、53、54の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

次に、6月23日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号50の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。

それでは、受理番号50の要望書を御覧ください。こちらは要望書、請願書を横浜市教育委員会定例会や臨時会で全てきちんと取り扱ってほしいという内容でございます。考え方を説明いたします。

教育委員会における教育長への事務委任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項において、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任できる旨が規定されております。この規定の趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条解説におきまして、「教育委員の合議体からなる教育委員会に、その権限に属するすべての事務を会議にかけていたのでは、事務能率の低下を来す結果となるため、教育委員会は大所高所から重要な事項のみを会議において決定し、そのほかは教育長に委ねて処理させることが適当であると思われる」と記載されております。

本市におきましても、当該規定に基づきまして、教育長に委任する事務等に関する規則を定めております。要望書等につきましても、教育長に委任されている事務等に関するものにつきましても、教育長の権限で回答を行っております。回答に当たりましては、教育長に委任されました事務等に関する要望書等につきましても、市民の皆様の御意見として確認し、回答させていただいております。

以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見・御質問がなければ、受理番号50の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、議事案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第32号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第33号議案「横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第34号議案「横浜市学校保健審議会条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第35号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」は、人事案件のため、教委第36号議案「横浜市立小学校の宿泊体験学習中における負傷事故の和解に関する意見の申出について」、教委第37号議案「退職手当の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第32号議案から教委第37号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第31号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

久米職員課長

職員課長の久米です。よろしくお願ひいたします。

資料のほうを御覧ください。「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」でございます。2ページを御覧ください。提案理由です。休暇等に係る専決事項の一部を変更するため、当該規程の一部を改正したいので提案させていただいております。

では、ホッチキス留めの後ろについております説明資料を御覧ください。7月1日付で市長部局のほうで所管しております「横浜市事務決裁規程」及び「横浜市事務決裁規程の全部改正について」が一部改正されたことに伴い、8月1日付で教育委員会事務局の専決規程の一部も改正したいと考えております。

まず1番ですが、市長部局のほうでの改正趣旨でございます。

局長級及び部長級の休暇等については、上司が決裁者となっていない状況にありましたので、これを改めるため、休暇等の決裁区分を変更しております。なお、局長級の1日未満、時間単位ですとか、半日単位の休暇であります。こちらについてはこれまでどおり局長自身で決裁を行うこととなっております。

改正内容をまとめたものが囲みにありますが、局長級職員の休暇等（短時間の休暇を除く）の決裁者を「局長」から「副市長」に変更、（2）部長級職員の休暇等の決裁者を「部長」から「局長」に変更ということになりました。

2番は教育委員会事務局のほうでの改正内容です。

（1）です。表のほうも御覧になりながらお聞きいただければと思います。教育長及び教育次長の休暇等に関することの決裁者をこれまでの「教育次長」から「教育長」に変更するということです。教育次長の短時間の休暇については市長部局の考え方同様、今までどおり教育次長が決裁ということにしたいと考えております。教育長につきましては、組織の長でありますので、自らの判断でということで、決裁者は教育長としております。

（2）の部長級職員に関する決裁ですが、こちらは「部長」だったものを「教育次長」に変更したいと考えております。

（3）地域図書館長につきましては、これまで物理的に距離が離れていることもありまして、地域図書館長自らということになっておりましたが、「中央図書館長」に変更したいと考えております。現在は庶務事務システムで電子的に決裁

がとれますので、そういった当初ありました課題については解消しているものと考えております。

では、実際の規程の改正箇所ですが、4ページ、5ページに新旧対照表をつけております。教育次長の専決事項は第3条にございますが、「教育長及び教育次長」を取りまして、「事務局及び教育機関の部長」を追加しております。

教育次長の短時間については自らが決裁ということで、11号の2に追加しております。

第3条の2の事務局部長の共通専決事項としましては、10号で「事務局部長、担当部長」を取っております。

第13条の中央図書館長につきましては、8号におきまして自らである「中央図書館長」を取るということに加えて、改正案のほうでは「地域図書館長」を追加するというようにしております。

第14条の地域図書館長の専決事項におきましては、旧のほうでは、職員の中では自らの館長を含んでおりましたが、決裁権が変わるということで、「館長を除く」というような改正をしたいと考えております。

3ページには今説明しました内容を改正文に直したものが入っております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

岡田教育長 所管課から説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

間野委員 規程の改正についてはこのとおりで結構だと思います。昨今、世の中で働き方改革と言われておりますので、これに合わせて教育長、教育次長、部長級に積極的に休暇をとっていただいて、部下の人たちが休みやすい環境を是非つくっていただきたいと思います。以上です。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。
ほかに御意見等がなければ、教委第31号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から報告があればお願いいたします。

山岸総務課長 それでは、事務局から報告申し上げます。
7月6日、10日、12日にそれぞれ1団体から、14日に個人の方1名から教育内容に関する要望書が提出されました。7月11日に個人の方1名から、12日に1団体から、18日に個人の方4名及び1団体から教科書採択に関する要望書が提出されました。7月14日に1団体から学校給食に関する要望書が提出されました。

これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様におかれましては、内容の御確認をよろしく願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、8月2日水曜日の午前10時30分から開催する予定でございます。

なお、この会の議題については現在調整中でございますが、教科書採択につき

ましては、この日を予定しております。

また、次回の教育委員会臨時会は、8月21日月曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上でございます。

岡田教育長

よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は8月2日水曜日の午前10時30分から開会する予定です。今議題の調整はしておりますが、教科書採択はここでやりたいと考えています。

また、次回の教育委員会臨時会は8月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いしたいと思います。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第32号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第33号議案「横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第34号議案「横浜市学校保健審議会条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第35号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

ここで、60分の休憩とさせていただきます、午後1時00分から再開といたしたいと思います。

[休憩開始時刻：午後0時00分]

(休 憩)

[再開時刻：午後1時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を再開いたします。

教委第36号議案「横浜市立小学校の宿泊体験学習中における負傷事故の和解に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第37号議案「退職手当の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後1時45分]